

## 池田市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

#### (回答)

府や労働事務所・ハローワークなどの関係機関と連携を深めながら、地域就労支援事業への取り組みや労働相談事業がより効果的に実施されるよう、また本市における労働行政担当部署の充実が図られるよう努めてまいります。(市民生活部市民生活課)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

#### (一括回答)

(2)・(3)について、本市では、池田市地域就労支援センターにおいて障がい者・母子家庭の母親・中高齢者などの中で働く意欲と能力がありながら様々な阻害要因を抱えるため就労が実現できない方や、就労意識が低い学卒無業者などに対して、それぞれの阻害要因を踏まえ、各種講座を紹介し、就労に有利なスキルを習得していくため一人ひとりに応じたメニューを提案し、就労へのバックアップを行っています。

今後、府や関係機関との連携を強化し取り組んでまいります。(市民生活部市民生活課)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

#### (回答)

各法令が改正された時や新たに施行された時は、広報誌などを通じ周知を図るとともに、市内事業所についても適正な指導を行ってまいります。(市民生活部市民生活課)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

大阪府の障がい者の就労施策等を取り入れた総合評価制度は全国初のものであり、意義のある制度と認識しています。

導入につきましては、関係部署と調整し検討してまいります。(市民生活部市民生活課)

(6) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨である、仕事と生活の調和の必要性、健康で豊かな生活のための時間の確保等について、市民ならびに民間事業所に対し周知・徹底を図ってまいります。(市民生活部市民生活課)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

不安定な経済情勢のもと、中小企業者が使いやすい融資制度の情報収集・発信の体制を整えているところです。

一昨年10月以降案内している大阪府との連携型融資につきましても、昨年11月より大阪府制度における貸付利率の引き下げに伴い利率を0.2%引き下げ、より使いやすい制度となっているものと考えます。

また、従来の経営安定資金融資制度、及び時限措置ではありますが昨年10月末より全国的に開始した緊急融資制度の案内も速やかに行い、制度利用に伴う認定作業につきましても大阪府と連携して円滑に遂行し、経営安定化を図ってまいります。(市民生活部地域活性課)

(1)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

公共工事や委託等の発注・契約にあたりましては、市内業者育成の観点より従来から地元業者への優先発注を行ってきたところです。今後も、市内中小・地場産業を育成するため、可能な限り分離・分割発注に努め、受注機会の拡大を図ってまいります。(総務部契約検査課)

(2) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請業者の利益を守り、公正な取引を確保するため、なお一層法令の周知徹底をし、遵守するよう指導してまいります。  
(総務部契約検査課)

### 3. 行財政改革施策

- (1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。
- (2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。
- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
  - ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
  - ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
  - ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。
- (3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。
- (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(一括回答)

(1)～(4)について、行財政改革の推進にあたっては、市民サービスをより合理的かつ効果的に提供するため、民間活力の活用や市民との協働の推進により、サービスの向上を図ります。

また、急激に変化する社会情勢のなか、市民の要望に的確に応え、「市民サービスの向上」を達成するため、職員自ら能力を発揮し、やりがいを感じる活力ある組織の実現に向け、職員の適正配置・職員定数の適正化・再任用職員の活用を図ります。

権限委譲や財源委譲については、住民に最も近い自治体として、住民サービスの向上に向け取り組んでまいります。  
(総合政策部政策推進課)

### 4. 福祉・医療施策

- (1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。
- また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構

築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

救急医療や小児救急をはじめとする小児医療及び周産期医療等4事業については、医療スタッフの確保を進め、充実に努めてまいります。

医師・看護師不足については、国に継続して抜本的な対策を講じるよう様々な機会を通じて要望してまいるとともに、昨年度から実施している潜在看護師の復職支援のためのセミナーの継続実施や昨年10月より導入した短時間勤務の活用等による人材の掘り起こしに努め、医師・看護師の確保に取り組んでまいります。  
(池田病院総務課)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

本市の直接の指導監査の対象となる地域密着型サービス事業者に対しては、事業運営の基準の遵守により、従事者の資質の向上のための研修の確保、清潔の保持及び健康状態の管理などを行うことを指導等していくとともに、労働関係法規等の遵守についても伝えてまいりたいと存じます。  
(保健福祉部高齢介護課)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

平成19年4月と平成20年7月に出された利用者負担軽減策に関し、平成21年度以降も継続実施されると聞いております。今後も必要な福祉サービスができるよう努めてまいります。

(保健福祉部障害福祉課)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

「健康おおさか21」(池田保健所健康づくり計画)の目標に「こころの健康づくり」が挙げられているため、保健所との連携により、市民を対象とした健康教育等によるストレス対処法の普及や必要な対象者の適切な医療機関への案内ができるようにしていきます。

(保健福祉部健康増進課)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

### ① 保育所の待機児童の早期解消

#### (回答)

平成10年2月の厚生省の通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、待機児童の状況に鑑み、弾力化を行っているところです。また、「カルガモ」「もりもりキッズ」等送迎保育ステーションにおいて、送迎及びそれに伴う保育をすることにより、利便性のよい保育所を紹介するとともに保育所入所待機児童の解消を図っています。 (子育て・人権部保育課)

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

#### (回答)

平成17年3月に策定した「新・いけだ子ども未来夢プラン(池田市版次世代育成支援行動計画)」及び同年4月に施行した「池田市子ども条例」に基づき、多様な保育ニーズに応えるため、休日保育・延長保育・一時保育・病後児保育、地域での子育て支援、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業等の多様な保育施策を総合的・計画的に推進しているところです。

今後も推進組織である池田市子ども見守り委員会の機能を十分に発揮し、これらの施策の実効ある推進を行ってまいります。 (子育て・人権部保育課)

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

#### (回答)

児童の健全育成と総合的な子育て支援を目的に、各中学校区単位で地域の子育て関係機関が集まり、情報交換をしてそれぞれの地域性を生かした子育て支援に取り組んでいます。また、公立の各保育所には子育て支援推進員を配置し、在宅の子どもとその保護者に対しては保育所がもっている保育のノウハウを活かして地域開放や所庭開放などいろいろな形で子育て支援を行っています。 (子育て・人権部保育課)

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

#### (回答)

「池田市行財政システム改革プラン」に基づく職員配置により、待機児童0の維持に向けた安定的・継続的な保育を行ってまいります。 (子育て・人権部保育課)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

学校園の安全対策は、不審者等を校内に入れないための対策が最も重要であり、未然防止の視点が必要不可欠です。未然防止については、オートロック等の設置ならびに警備員の配置を行ってきました。

放課後対策としては、市の安全担当部局・関係機関等との連携や保護者・地域住民の協力のもと、下校時における子どもたちの安全確保等に取り組んでいます。

(教育委員会教育部青少年センター)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本市においては、小学校1・2年生での35人学級編制を実施しています。

また、「ものづくり教育」については教育委員会としても案内等紹介しており、市内小・中学校はキャリア教育の中で積極的に活用しています。

(教育委員会教育部指導課)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

児童家庭相談員2名を配置し、要保護児童の早期発見やその家庭への援助に取り組んできたところです。

また、平成18年4月に児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき池田市要保護児童対策地域協議会を設置し、大阪府池田子ども家庭センターなど関係機関と協力して子どもの権利を擁護し、子どもと家庭の福祉の向上に取り組んでいるところです。

(子育て・人権部子育て政策課)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容

を広く周知すること。

(回答)

本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本方針を盛り込む形で、平成20年度末を目途に、「池田市男女共同参画推進計画」を改訂しており、今後、本計画に沿って施策の充実を図ってまいります。さらに、施策を迅速かつ適切に推進するため、庁内職務関係者向けのDV対応マニュアルを作成中です。

また、平成15年度より、DV被害者の緊急一時保護・緊急避難支援を行うため、市独自の制度を設けており、本制度やDV相談窓口について紹介した名刺大のDVカードを作成し広報に努めております。今後とも、配偶者暴力相談支援センターである池田子ども家庭センターをはじめ、警察・大阪府の各関係機関等と連携を図り、被害者の保護・支援に努めてまいります。

(子育て・人権部人権推進課)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。  
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

平成23年度を目標年次として、「改定池田市男女共同参画推進計画」に基づき施策を展開していくなかで、大阪府とは、情報や意見の交換、市担当職員の資質向上のための研修等で連携を図っているところです。今後とも、DV対応時の府関係機関との連携をはじめとして、一層協力・連携を図り、計画の推進に努めてまいります。

(子育て・人権部人権推進課)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。  
また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

温室効果ガス削減に向けては、「池田市環境基本計画」において、エネルギーの削減10%に向けて取り組んでいるところであり、その実効性を確保するため平成20年2月には「池田市地域新エネルギービジョン」を策定、今年度についても重点テーマを策定中です。

計画目標達成のための①については、大阪府においては、国道173号の電線共同溝・国道423号道路改良・都市計画道路神田池田線などの整備がされているところです。本市においては、平成

18年3月に策定した「池田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備区域内の特定道路である中央線・菅原新町線などの整備を行いました。

②の公共交通利用の推進については、バス利用促進等総合対策事業として、ノンステップバスやICカードシステム導入補助を実施しているところです。

③については、本市の試算したエネルギー消費量では民生部門が課題となっており、今年度は、住宅用太陽光発電システム設置補助制度を創設しました。今後も、環境レポート・環境学習やエコプラザ等で啓発に取り組んでまいります。  
(市民生活部環境にやさしい課)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

循環型社会の形成に向けて、平成18年度に家庭ごみの20%削減をめざし家庭ごみの指定袋制を導入するとともに、トレイの新規分別収集に取り組んでまいりました。今後も、ごみの減量・分別収集の推進と拡充について、大阪府と連携して施策を強化してまいります。また、食料廃棄物の削減については、生ごみ処理機の購入世帯に対して助成金を支出しています。

(市民生活部環境にやさしい課)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所への誘導標識については、現在の検討課題としていますが、「洪水ハザードマップ」「防災マップ」に避難場所を記載するとともに、ホームページ上に掲載しています。

避難場所の確保については、学校施設・共同利用施設等、市内で避難できる施設はすべて避難場所に指定しています。

緊急医療体制の整備については、「地域防災計画」に基づき医師会をはじめ関係医療機関との連携体制を整備してまいります。  
(市長公室危機管理課)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

警察との連携については、平常時よりコミュニケーションを密にし、市及び豊能地区3市2町の防災訓練時においても強化・協力体制をとっています。(市長公室危機管理課)

子どもたちの登下校時の見守り活動については、各小学校区の実情に応じて、PTAはもとより自治会・青少年指導員・青少年育成啓発委員・更生保護女性会等、広く地域住民・団体等の協力・参画を得て、子どもの安全を見守っています。さらに今後の充実を図ってまいります。

(教育委員会教育部青少年センター)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地元農水産物を生かした消費拡大と生産者の収入増に向け、市内でも生産者が定期的を実施している朝市があり、大阪府のホームページ等にも情報提供し紹介されています。

「地産地消」の推進には、教育委員会等が連携し、学校給食の食材料として地元農水産物を使用する取り組みが進められています。(市民生活部地域活性課)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権救済のための法整備は、人権尊重の社会を実現するうえで重要かつ必要なことです。人権擁護を的確・総合的に推進するため大阪府ならびに大阪府市長会と連携して、実効性のある法の早期制定に向けて国に対して要望しているところです。

また啓発については、本市独自の活動も含め啓発活動を広域的に取り組むことで、明るく住みよい地域社会の創造をめざします。(子育て・人権部人権推進課)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

平和施策の発信については、池田駅前公園南東角に平和モニュメントを設置し、平成20年度に塗装リニューアルを行ったところです。(市長公室危機管理課)